

議案第 47 号

伊賀市火災予防条例の一部改正について

伊賀市火災予防条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市火災予防条例の一部を改正する条例

伊賀市火災予防条例（平成16年伊賀市条例第234号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 3 条、第 18 条関係）

種類			離隔距離 (cm)					備考
			入力	上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
	開放炉以外	使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以	—	150	100	200	100	



気体燃料

		つ、ふろ 用バー ナーが 21 k W 以下)				
外がまで バーナー 取り出し 口のある もの	21 k W以 下	(ふろ 用以外 のバー ナーを もつも のにあ っては 当該バ ーナー が70 k W以下 であっ て、か つ、ふろ 用バー ナーが 21 k W 以下)	—	15	60	15
内がま	21 k W以 下	(ふろ 用以外 のバー ナーを もつも のにあ っては 当該バ ーナー が70 k W以下 であっ て、か	—	15	60	—

			つ、ふろ 用バー ナーが 21 k W 以下)				
密閉式		21 k W以 下	(ふろ 用以外 のバー ナーを もつも のにあ っては 当該バ ーナー が70 k W以下 であっ て、か つ、ふろ 用バー ナーが 21 k W 以下)	—	2 注	2	2
屋外用		21 k W以 下	(ふろ 用以外 のバー ナーを もつも のにあ っては 当該バ ーナー が70 k W以下 であっ て、か	60	15	15	15

				つ、ふろ 用バー ナーが 21 k W 以下)				
半 密 閉 式	浴室 内 設 置	外がま でバー ナー取 り出し 口のな いもの	21 k W以 下	(ふろ 用以外 のバー ナーを もつも のにあ っては 42 k W 以下)	—	4.5 注	—	4.5
		内がま 下	21 k W以 下	(ふろ 用以外 のバー ナーを もつも のにあ っては 42 k W 以下)	—	—	—	—
	浴室 外 設 置	外がま でバー ナー取 り出し 口のな いもの	21 k W以 下	(ふろ 用以外 のバー ナーを もつも のにあ っては 当該バ ーナー が70 k W以下 であっ て、か	—	4.5	—	4.5

不燃

		つ、ふろ用バーナーが21 kW以下)				
外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	—	4.5	—	4.5
内がま	21 kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下	—	—	—	—

			であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)				
	密閉式	21 kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	—	2注	—	2
	屋外用	21 kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下)	30	4.5	—	4.5

					であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)						
液体燃料	不燃以外			39 kW以下	60	15	15	15			
	不燃			39 kW以下	50	5	—	5			
	上記に分類されないもの			—	60	15	60	15			
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19 kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにはあつては15 cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100 cmとする。
			半密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	26 kW以下	100	15	150	15	
	温風を全周方向に吹き出すもの	26 kWを超え70 kW以下			100	15	100	15	注1		
	強制排気型	26 kW以下			60	10	100	10			
液体燃料	不燃以外	半密閉式		強制給排気型	26 kW以下	60	10	100	10		
		密閉式		強制給排気型	26 kW以下	60	10	100	10		



	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70 kW以下	80	5	—	5	
				温風を全周方向に吹き出すもの	26 kW以下	80	150	—	150	
				強制排気型	26 kW以下	50	5	—	5	
		密閉式	強制給排気型	26 kW以下	50	5	—	5		
				上記に分類されないもの	—	100	60	60	60	
厨房設備	不燃 気体 燃料 以外	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14 kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	21 kW以下	100	15	15		15
		開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グ	14 kW以下	80	0	—	0		

			リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ					
			据置型レ ンジ	21 kW以下	80	0	—	0
		上記に分類されないもの	使用温度 が800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200
			使用温度 が300℃ 以上 800℃未 満のもの	—	150	100	200	100
			使用温度 が300℃ 未満のもの	—	100	50	100	50
ボイラー	不燃以外	開放式	フードを 付けない 場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5
			フードを 付ける場 合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5
		半密閉式	12 kWを超え42 kW以下	—	15	15	15	
			12 kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
		密閉式	42 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	フードを 付けない	42 kW以下	60	15	15	15

気体燃料	不燃	開放式	場合							
			フードを付ける場合	42 kW以下	15	15	15	15		
		開放式	フードを付けない場合	7 kW以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合	7 kW以下	10	4.5	—	4.5		
		半密閉式		42 kW以下	—	4.5	—	4.5		
		密閉式		42 kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
		屋外用	フードを付けない場合	42 kW以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合	42 kW以下	10	4.5	—	4.5		
		液体燃料	不燃以外	12 kWを超え70 kW以下		60	15	15	15	
				12 kW以下		40	4.5	15	4.5	
			不燃	12 kWを超え70 kW以下		50	5	—	5	
				12 kW以下		20	1.5	—	1.5	
			上記に分類されないもの		23 kWを超える		120	45	150	45
			上記に分類されないもの		23 kW以下		120	30	100	30
ストーブ	不燃以外	開放式	バーナが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方に集中する場合には60 cmとする。
			バーナが隠ぺい	自然対流型	19 kW以下	60	4.5	4.5	注	

	不燃	開放式	バーナが露出型	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	15	15	80	4.5
		半密閉式・密閉式	バーナが隠ぺい	自然対流型	19 kW以下	60	4.5	4.5注	4.5
液体燃料以外	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39 kW以下	150	100	100	100
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39 kW以下	150	15	100	15
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39 kW以下	120	100	—	100
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39 kW以下	120	5	—	5
				上記に分類されないもの				—	150
乾燥設備	気体燃料以外	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			開放式	衣類乾	5.8 kW以下	15	4.5	—	4.5

				燃		乾燥機								
				上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの		100	50	100	50			
				上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル未満のもの		50	30	50	30			
簡易湯沸設備	気体燃料以外	開放式	瞬間型	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5				
					フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5				
				瞬間型	フードを付けない場合	12 kW以下	40	4.5	4.5	4.5				
					フードを付ける場合	12 kW以下	15	4.5	4.5	4.5				
			半密閉式				12 kW以下	—	4.5	4.5	4.5			
			密閉式	常圧貯蔵型				12 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
				瞬間型	調理台型			12 kW以下	—	0	—	0		
					壁掛け型、据置型			12 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
			屋外用				フードを付け	12 kW以下	60	15	15	15		

			ない場合						
			フードを付ける場合	12 kW以下	15	15	15	15	
不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	7 kW以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合	7 kW以下	10	4.5	—	4.5	
		瞬間型	フードを付ける場合	12 kW以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合	12 kW以下	10	4.5	—	4.5	
		半密閉式			12 kW以下	—	4.5	—	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型			12 kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		瞬間型	調理台型		12 kW以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型		12 kW以下	4.5	4.5	—	4.5
	屋外用			フードを付ける場合	12 kW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	12 kW以下	10	4.5	—	4.5
液体	不燃以外			12 kW以下	40	4.5	15	4.5	

給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 kWを超え42 kW以下	20	1.5	—	1.5		
					瞬間型	調理台型	12 kWを超え70 kW以下	—	15	15	15	
						壁掛け型、据置型	12 kWを超え70 kW以下	—	15	15	15	
					瞬間型	調理台型	12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
						壁掛け型、据置型	12 kWを超え70 kW以下	—	0	—	0	
					瞬間型	フードを付けない場合	12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15	
						フードを付ける場合	12 kWを超え42 kW以下	15	15	15	15	
					瞬間型	フードを付けない場合	12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15	
						フードを付ける場合	12 kWを超え70 kW以下	15	15	15	15	
					不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	—	4.5	—	4.5
							瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	—	4.5	—	4.5
						密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	4.5	4.5	—	4.5
							瞬間調理台型	12 kWを超え70 kW以下	—	0	—	0

				壁掛け型、据置型	12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 kWを超え42 kW以下	30	4.5	—	4.5			
				フードを付ける場合	12 kWを超え42 kW以下	10	4.5	—	4.5			
			瞬間型	フードを付けない場合	12 kWを超え70 kW以下	30	4.5	—	4.5			
				フードを付ける場合	12 kWを超え70 kW以下	10	4.5	—	4.5			
液体燃料	不燃以外				12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15			
					12 kWを超え70 kW以下	50	5	—	5			
		上記に分類されないもの			—	60	15	60	15			
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナが露出	前方放射型	7 kW以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。 注2：方向性を有するものにはあっては100cmとする。	
				バーナが露出	全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100		
				バーナが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	100	4.5	4.5	注1		4.5
				バーナが隠ぺい	強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
		不燃	開放式	バーナが露出	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	4.5		
				バーナが露出	全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80		
				バーナが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	80	4.5	4.5	4.5		



			ナ	一流型				注1		
			が	強制対	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
			隠	流型						
			ぺい							
液 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	放射型		7 kW以下	100	50	100	20	
			自然対流型		7 kWを超え12 kW以下	150	100	100	100	
					7 kW以下	100	50	50	50	
			強 制 対 流 型	温風を 前方向 に吹き 出すも の	12 kW以下	100	15	100	15	
					温風を 全周方 向に吹 き出す もの	7 kWを超え12 kW以下	100	150	150	150
						7 kW以下	100	100	100	100
	不 燃	開放式			放射型		7 kW以下	80	30	—
			自然対流型		7 kWを超え12 kW以下	120	100	—	100	
					7 kW以下	80	30	—	30	
			強 制 対 流 型	温風を 前方向 に吹き 出すも の	12 kW以下	80	5	—	5	
					温風を 全周方 向に吹 き出す もの	7 kWを超え12 kW以下	80	150	—	150
						7 kW以下	80	100	—	100
固体燃料					—	100	50	50	50	
						注2	注2	注2		
調 理	気 体 燃 料		バーナーが 露出	卓上型 こんろ	5.8 kW以下	100	15	15	15	
注：機器本体上方の										

用器具	燃料	以外	開放式	バーナーが隠ぺい	(1口)					側方又は後方の離隔距離を示す。			
					卓上型 こんろ (2口以上) )・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14kW以下	100	15 注	15		15 注		
					加熱部分が開放	卓上型 グリル	7kW以下	100	15		15	15	
					バーナーが隠ぺい	加熱しない場合)	卓上型 オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kW以下	50		4.5	4.5	4.5
						加熱している場合)	卓上型 オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kW以下	15		4.5	4.5	4.5
						炊飯器 (炊飯容量4リットル)	4.7kW以下	30	10		10	10	

			ル以下)					
			圧力調理器(内容積10リットル以下)		30	10	10	10
不燃	開放	バーナーが露出	卓上型 こんろ (1口) 5.8kW以下	80	0	—	0	
			卓上型 こんろ (2口以上) ・グリル付 こんろ ・グリドル付 こんろ 14kW以下	80	0	—	0	
		加熱部が開放	卓上型 グリル 7kW以下	80	0	—	0	
			卓上型 オープン・グリル (フードを付けない場合) 7kW以下	30	4.5	—	4.5	

					卓上型 オープン・グリル（ フードを付ける場合）	7 kW以下	10	4.5	—	4.5	
				バーナーが隠ぺい	加熱部分が隠ぺい	炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7 kW以下	15	4.5	—	4.5
					圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	15	4.5	—	4.5	
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外				6 kW以下	100	15	15	15	
		不燃				6 kW以下	80	0	—	0	
		固体燃料				—	100	30	30	30	
電気 温風機	電気	不燃以外				2 kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。
		不燃				2 kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注	
電気 調理用	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器	こんろ部分の全部又は一部が電磁	4.8 kW以下（1口当たり2 kWを超え3 kW以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離	
					—	—	20 注1	—	20 注1		
					—	—	10 注2	—	10 注2		

機器	(こんろ形態のものに限る。)	誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2	(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。 注2:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離	
				—	15 注1	—	15 注1		
				—	10 注2	—	10 注2		
			4.8kW以下(1口当たり1kW以下)	100	2	2	2		
				—	10 注1 注2	—	10 注1 注2		
				—	10 注2	—	10 注2		
	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	100	2	2	2	この場合における発熱体の外周からの距離)を示す。
					—	10 注2	—	10 注2	
				4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	—	0	
					—	0 注1 注2	—	0 注1 注2	
	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	80	0	—	0			
		—	0	—	0				

			器のもの		注2		注2	
電気	電気	不燃以外	2 kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口 面にあっ ては10 cm とする。
		不燃	2 kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの 2 kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口 面にあっ ては10 cm とする。
		不燃	電熱装置を有するもの 2 kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。) 2 kW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。) 2 kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。) 2 kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。) 2 kW以下	80	15	—	4.5	
全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。) 2 kW以下	80		80	—	80			

		自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2 kW以下	80	0	—	0	
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	電気	不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—	0
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、 食器乾燥機、 食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	電気	不燃	衣類乾燥機、 食器乾燥機、 食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10 kW以下	4.5	0	0	0
	電気	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10 kW以下	0	0	—	0

注1：前面に排気口を有する機器にあつては0 cmとする。  
注2：排気口面にあつては4.5 cmとする。

#### 備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」はそれぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。